

表① 算定可否の判断基準チェック表

判断基準 対象外種目	基本調査の結果	基本調査の結果による ことができない場合	医師の医学的所見から
車いす及び 車いす付属品	日常的に歩行が困難な者 「1-7 歩行」／できない	日常生活範囲にお ける移動の支援が 特に認められる者 ※「判断上の留意点」 要提出	i 状態の変化 ii 急性憎悪 iii 医師禁忌 ※「例外給付届出書」要提出
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	*次の各号のいずれかに該当する者 (一)日常的に寝返りが困難な者 「1-3 寝返り」／できない (二)日常的に起き上がりが困難な者 「1-4 起き上がり」／できない		i 状態の変化 ii 急性憎悪 iii 医師禁忌 ※「例外給付届出書」要提出
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者 「1-3 寝返り」／できない		i 状態の変化 ii 急性憎悪 iii 医師禁忌 ※「例外給付届出書」要提出
認知症老人徘徊 感知器	*次の各号のいずれにも該当する者 (一)移動において全介助を必要としない者 「2-2 移動」／全介助以外 (二)意思の伝達、介護者への反応記憶・理解の いずれかに支障がある者 ア「3-1 意思の伝達」／できる以外 または イ「3-2 毎日の日課を理解」 ～「3-7 場所の理解」までのいずれか ／できない または ウ「3-8 徘徊」～「4-15 話がまとまらない」 までのいずれか／ない以外 その他 主治医意見書において認知症の症状がある旨が 記載されている場合も含む。		i 状態の変化 ii 急性憎悪 iii 医師禁忌 ※「例外給付届出書」要提出
移動リフト	*次の各号のいずれかに該当する者 (一)日常生活に立ち上がりが困難な者 「1-8 立ち上がり」／できない (二)移乗が一部介助又は全介助 「2-1 移乗」／一部介助 又は 全介助	生活環境において 段差の解消が必要 と認められる者 ※該当する場合は、 市に ご連絡くださ い。	i 状態の変化 ii 急性憎悪 iii 医師禁忌 ※「例外給付届出書」要提出
自動排泄処理装置 (尿のみ自動吸引 するものを除く)	*次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 「2-6 排便」／全介助 (二)移乗が全介助を必要とする者 「2-1 移乗」／全介助		i 状態の変化 ii 急性憎悪 iii 医師禁忌 ※「例外給付届出書」要提出